

7 助 成

(1) 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請、障害基礎年金の裁定請求、特別障害者手当等の認定申請に必要な指定医師等の診断書作成料の一部を助成します。

◇対象となる診断書

- ① 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳交付申請用診断書
- ② 障害基礎年金裁定請求用診断書（初回申請時のみ）
- ③ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当認定申請用診断書

◇助成限度額 2,000円

◇必要書類等 領収書・本人名義の口座番号がわかるもの

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

(2) 住宅改修助成

障がい者が日常生活を容易にするために、住居の改修等の工事を行う場合に助成します。

◇対象工事

- ① 日常生活用具の取付工事
- ② 住宅改修工事
 - ・手すりの取り付け
 - ・段差の解消
 - ・引き戸等への扉の取り替え
 - ・洋式便器等への便器の取り替え
 - ・滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - ・その他改修に付帯して必要となる改修

◇対象者 在宅の方で、次の条件に該当のある方

対象工事① 療育手帳Aの方

対象工事② 身体障害者手帳1・2級の方

◇支給限度額 300,000円（所得制限があります。）

◇支給制限 日常生活用具給付等事業又は介護保険制度の住宅改修費の対象者については、これらの制度を優先し、当該制度の限度額（20万円）を超える部分について、10万円を上限として助成します。

◇申請の時期 この制度を利用しようとする方は必ず**改修の前**にご相談ください。着工後の申請は、理由の如何を問わず受け付けできません。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

(3) 心身障害者扶養共済制度掛金補助（向日市独自制度）

心身障害者扶養共済制度加入に伴う掛金1口目の3分の1を補助します。

※京都府では掛金の納付が困難な方等に対して、減免があります。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800